

## ➤ 基本目標Ⅲ 男女の心とからだを守る環境づくり

誰もが健康で生きがいのある生活を送ることは、最も基礎的な条件となるものです。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権を尊重しつつ健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現にとって欠かすことができません。

特に女性は、妊娠や出産、更年期や高齢期において特有の疾患などがあり、生涯にわたり男性とは異なる健康上の問題に直面することから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）<sup>※</sup>」の視点が必要です。

障がいのある人が就労等の機会を得にくいことや、一人で子どもを養育しながら仕事をしなければならないひとり親家庭など、日常生活に困難を抱える人がいます。

高齢者や障がいのある人が安心して生活していくため、差別のない共生社会の実現に取り組みます。

### 重点目標

- 6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援
  - (14) DVを許さない社会づくりの推進
  - (15) 安心して相談できる体制の整備
  - (16) 安全な保護体制の整備と自立支援の充実
  
- 7 男女の性の尊重と健康支援
  - (17) 生涯を通じた男女の性への理解の推進
  - (18) ライフステージに応じた健康づくりの支援
  
- 8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備
  - (19) 生活上の困難を抱える人への自立支援
  - (20) 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念です。1994年にエジプトのカイロで開かれた国連の国際人口開発会議において提唱されました。これは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、かつ妊娠・出産に関する自由を享受し、自分の性と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であることを表す「リプロダクティブ・ヘルス」とそれを守る権利である「リプロダクティブ・ライツ」を合わせた概念です。

## 《柏崎市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（DV防止基本計画）》

本計画の「重点目標6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「柏崎市の基本計画（DV防止基本計画）」と位置づけています。

### DV防止基本計画策定の趣旨

配偶者からの暴力が大きな社会問題となってきた平成13年（2001年）10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成25年（2013年）の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となる。）が施行されました。この法律により配偶者からの暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女平等の妨げとなることが示されました。

また、平成16年（2004年）10月の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正においても、子どもがDVの環境下で育つことは虐待に当たることが明記されました。

DVは、外部から発見が困難な家庭内や親密な関係において行われるため、潜在化しやすく被害が深刻化しやすいと言われていています。

これらを受けて本市においても、講演会や広報などによる啓発活動により暴力防止の意識啓発を図るとともに、平成14年度（2002年度）に女性福祉相談員を配置し、被害者の保護及び自立を支援してきました。

DVや相談窓口に対する認知は進んでいるものの、がまんするケースは多く、相談できずに人権が侵害されている状況がうかがえます。

このようなことから、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係者と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制の整備と自立支援の取組を推進するため、「柏崎市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定します。



## 重点目標 6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援

### ●現状と課題

女性に対する暴力は、単に個人や家庭の問題として見過ごされてしまうことや、殴る、蹴るなどの身体的暴力以外の暴力を DV と認識していないことなども懸念され、被害が潜在化しやすい傾向にあるといえます。

市民意識調査では、DV の相談窓口を知らない女性の割合が 27% でした。不安を抱えた DV 被害者が安心して相談できる窓口の周知や保護体制の充実が必要です。

### 〈指標〉

項目	平成 26 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 7 年度 目標値	根拠等
精神的 DV を知っている人の割合 (怒鳴る、大切にしているものを壊す、無視、誰のおかげで食べられるのかななどと言う、生活費を渡さない、交友関係を監視する、社会活動をさせない、の 7 項目の平均値)	43.6%	53.1%	70%	市民意識調査
DV 相談窓口を知っている人の割合	59.3%	72.2%	85%	市民意識調査

### DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

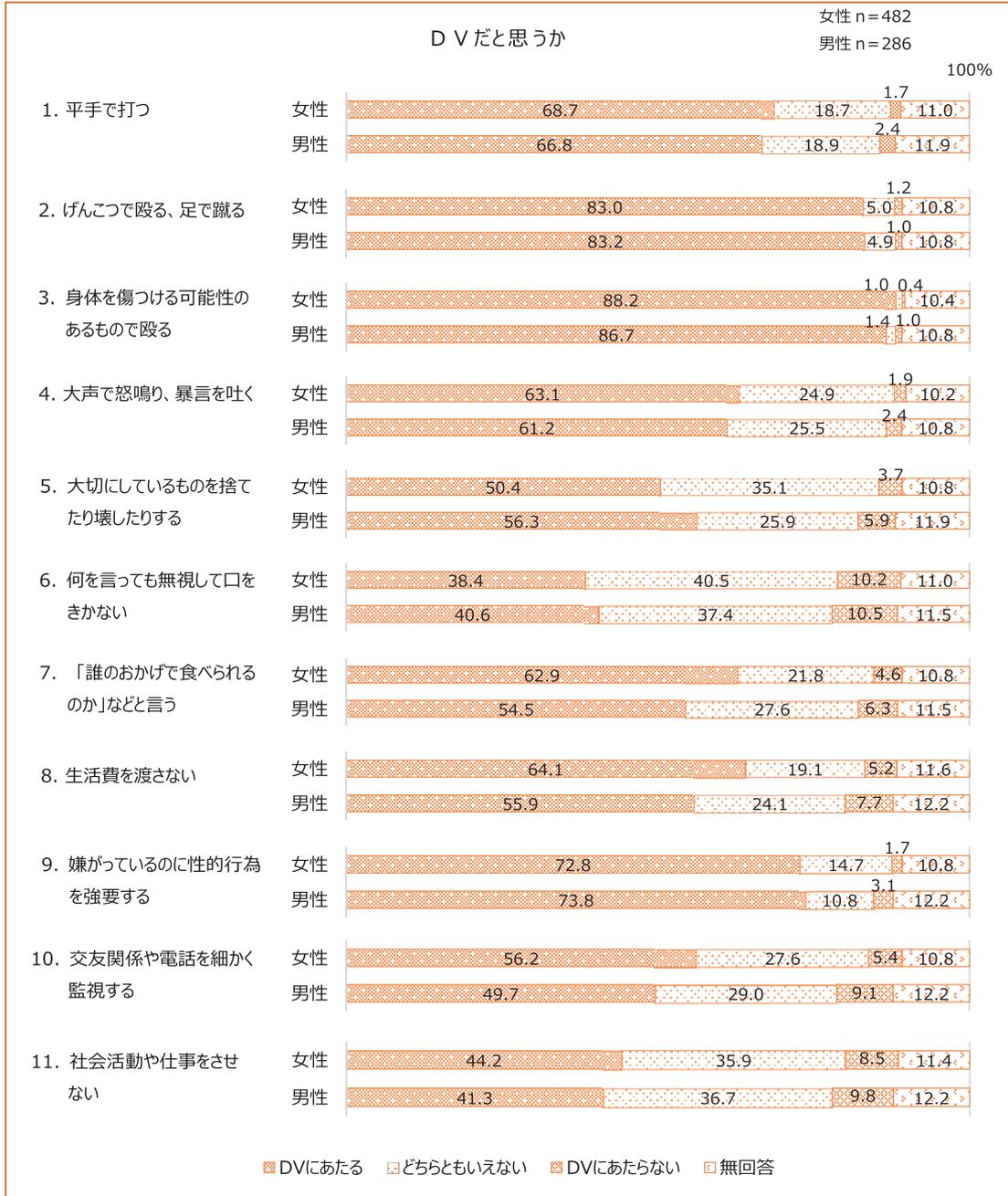
DV とは、英語の Domestic Violence を略した言い方で、配偶者や親密な関係にある (あった) 人から振るわれる暴力です。

多くの被害者は、女性ですが、男性が被害者になるケースも増えています。

暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのは、ある程度仕方がないといった社会通念や妻に収入がない場合に多いといった男女の経済格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。

男女が社会の対等なパートナーとして活躍するためには、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことです。





### 身体的DVと精神的DV

DVには、殴る、蹴るといった身体を傷つける身体的DVと、言葉や態度で相手を傷つける精神的DVがあります。

この調査にある1～11の項目は、すべてDVに当たります。また、これらの行為を子どもの前で行う（見せる）ことを「面前DV」と言い、子どもへの心理的虐待に当たります。



➤ 施策の方向 -----

## 14 DVを許さない社会づくりの推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
30	DVに関する意識啓発と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙やホームページ等を活用してDVに関する理解と予防に関する情報を周知します。</li> <li>・DV相談窓口を周知します。</li> <li>・DVの予防啓発に関する講演会等を実施します。</li> <li>・若年層向けのデートDV予防啓発講座を実施します。</li> </ul>	子育て支援課 人権啓発・男女共同参画室

## 15 安心して相談できる体制の整備

番号	主な事業	事業概要	所管課
31	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者からの相談に対応するために女性福祉相談員を配置します。</li> <li>・女性福祉相談員の資質向上を図ります。</li> </ul>	子育て支援課
32	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の相談に対応した関係部署、女性福祉相談所や他市町村との連携を強化します。</li> </ul>	子育て支援課 関係各課

## 16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実

番号	主な事業	事業概要	所管課
33	保護体制の充実と安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急保護や避難を要する場合に、被害者の安全を確保し、同行支援を行います。</li> <li>・外国人、高齢者、障がい者への配慮と関係部署との連携を強化します。</li> <li>・相談従事者への不当な危害を防ぐための安全対策を講じます。</li> </ul>	子育て支援課
34	被害者等の心身の健康回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患や児童の心理的虐待等への対応について医療機関及び児童相談所との連携を強化します。</li> </ul>	子育て支援課
35	生活安定のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉制度の情報提供及び手続きへの助言を行います。</li> <li>・公営住宅の優先入居等を活用した住宅確保を支援します。</li> <li>・同伴児童の就学、保育園入園等の支援を行います。</li> <li>・就労のための補助制度の利用を促進します。</li> </ul>	子育て支援課
36	安心できる生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の閲覧制限などを利用して個人情報保護をします。</li> <li>・保護命令制度等の司法手続きに関する支援や法律相談窓口等を周知します。</li> </ul>	子育て支援課

## 重点目標 7 男女の性の尊重と健康支援

### ●現状と課題

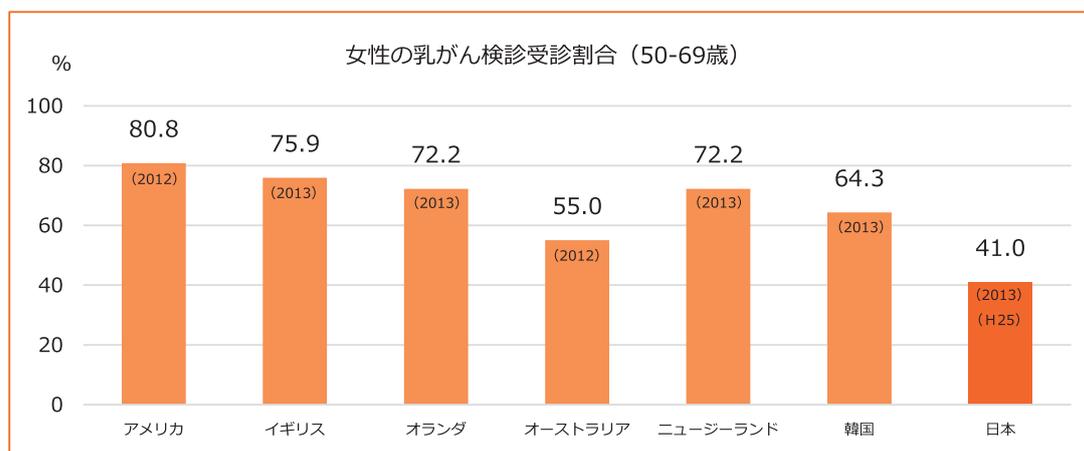
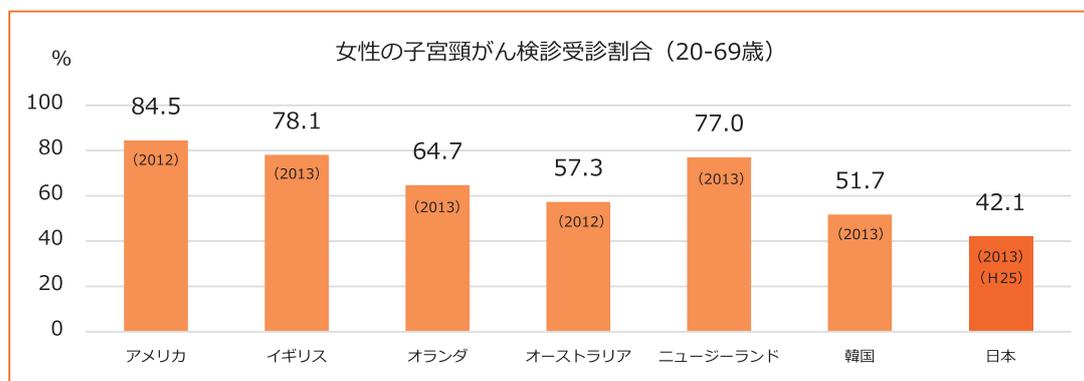
男女が互いの身体的性差を理解し、ライフステージに応じた知識を習得する必要があります。特に女性は、妊娠や出産に加え、更年期障害や女性特有の疾病などの健康上の配慮が求められます。

また、高齢社会の大きな課題の一つである介護の問題については、高齢者自身が心身の健康に関心をもち、要介護状態にならないようにすることが重要です。

### <指標>

項目	平成 26 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 7 年度 目標値※	根拠等
子宮頸がん検診受診率の割合	27.6%	24.5%	29%	市第二次健康増進計画
乳がん検診受診率の割合	30.9%	29.5%	32%	市第二次健康増進計画

※令和 7 年度（2025 年度）目標値：市第二次健康増進計画の計画年度：平成 28 年度（2016 年度）～令和 7 年度（2025 年度）の 10 年間。令和 2 年度（2020 年度）を目途に中間評価を行う。



➤ 施策の方向 -----

## 17 生涯を通じた男女の性への理解の推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
37	母子保健の充実	・望まない妊娠をなくし、安心して産み育てるために男女の性に関する知識を啓発します。	子育て支援課
38	思春期の男女への正しい性に関する知識の提供	・男女の性についての理解を促進します。 ・エイズ、薬物、喫煙等から健康を守る教育を実施します。	学校教育課
39	不妊に悩む男女への支援	・不妊に関する相談体制を充実します。 ・特定不妊治療費及び不育治療費の助成制度の利用を促進します。	子育て支援課

## 18 ライフステージに応じた健康づくりの支援

番号	主な事業	事業概要	所管課
40	母子健診等の充実	・妊婦健診、乳幼児健診の受診勧奨と保健師・助産師等による保健指導を充実します。	子育て支援課
41	妊娠中における父母への学習機会の提供	・母子保健事業等を通じての栄養指導等の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供します。	子育て支援課
42	がん検診等の充実	・がん検診の実施と普及啓発を行います。 ・女性が安心して検診を受けられる環境づくりに努めます。	健康推進課
43	こころと体の健康づくりの推進	・健康増進事業（健康教育・健康相談）を充実します。 ・望ましい生活習慣に関する情報の普及啓発を推進します。 ・メンタルヘルズ講座や自殺予防のためのゲートキーパー研修を実施します。	健康推進課
44	地域活動における介護予防の推進	・介護予防事業を実施します。 ・介護予防活動を推進する高齢者運動サポーター等の育成に努めます。	介護高齢課

## 重点目標 8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備

### ●現状と課題

家族構成の変化により高齢者の単身世帯が増加していることに加え、家族・地域の支えが弱まっていることから、認知症を含めた健康不安のある高齢者がいます。

ひとり親家庭や障がいのある人は、正規雇用には就けないことやフルタイムで働けないなど経済的に貧困に陥りやすい状況にあります。

特に女性は、これらの複合的な困難を抱えるリスクがあります。多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体が極めて重要なことであり、多様な困難を抱える全ての人々が安心して暮らせるための環境を整備する必要があります。

### 〈指標〉

項目	平成 26 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 5 年度 目標値	根拠等
障がい者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人	9 人	8 人	13 人	市第 6 期障害福祉計画

### 農業を通じて共生社会の実現を ～農福連携～

福祉分野と農業分野が連携をすることで、障がい者等の働く機会の創出や働くことを通じ自信と生きがいをもって社会参画を実現していく取り組みです。

農業人口の減少や高齢化等により担い手不足の問題を抱えた農業分野でも、新たな働き手の確保につながるなど双方にメリットがあり、取り組む企業も近年増えてきています。

新潟県でも、農家等と障害福祉サービス事業所の間に入り、農作業の受託や調整、作業支援を行う農福連携コーディネーターを配置する事業を行っています。



➤ 施策の方向 -----

## 19 生活上の困難を抱える人への自立支援

番号	主な事業	事業概要	所管課
45	子どもを養育する家庭への相談及び支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護面で支援が必要な家庭への支援を継続します。</li> <li>・地域の関係機関等と連携した育児相談・子育てを支える体制を充実します。</li> </ul>	子育て支援課
46	生活困窮者やひとり親家庭等への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県の補助事業を活用した支援を実施します。</li> <li>・支援制度の情報提供や相談支援を充実します。</li> <li>・関係機関と連携した早期の相談支援を実施します。</li> </ul>	福祉課 子育て支援課

## 20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

番号	主な事業	事業概要	所管課
47	障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の充実に努めます。</li> <li>・障がいのある人の社会参加を支える取組を実施します。</li> <li>・障がいのある人への理解を促進し、差別解消を推進します。</li> </ul>	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における認知症に対する正しい理解を促進し、見守り体制の構築に努めます。</li> </ul>	介護高齢課

